

## 公告第 190 号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県会津家畜保健衛生所ほか 12 施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 274 条の 3 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 6 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 福島県会津家畜保健衛生所ほか 12 施設で使用する電気 予定数量 7,024,624kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和 9 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
- (4) 供給場所 福島県会津家畜保健衛生所（福島県会津若松市高野町大字上高野字村前 90 番地）ほか 12 施設

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3 に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第 5 条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2 の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和 8 年 11 月 2 日（月）午後 5 時 15 分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

福島県農林水産部農林総務課

電話 024-521-7392

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

3 に掲げる場所において、令和 8 年 10 月 6 日（火）から同年 11 月 2 日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年 10 月 12 日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

#### 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4 に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3 に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格 A 列 4 番の大きさの用紙 50 枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3 に掲げる場所まで令和 8 年 10 月 14 日（水）午後 5 時 15 分までに必着で請求すること。

#### 6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和 8 年 11 月 16 日（月）午後 1 時 30 分
- (2) 場所 福島県庁西庁舎 3 階 313 会議室（福島県福島市杉妻町 2 番 16 号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和 8 年 11 月 13 日（金）午後 5 時 15 分までに 3 に掲げる場所に必着とする。

#### 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 9 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW 単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh 単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電

力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成 8 年福島県告示第 320 号）第 1 条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at Aizu Livestock Hygiene Service Centre and 12 other facilities (Planned annual power consumption: 7,024,624 kWh)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 16 November 2026
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 13 November 2026
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Agriculture, Forestry and Fishery Section, Agriculture, Forestry and Fishery Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7392

（農林総務課）